

奈良県警警察官射殺事件

【文献種別】 決定／最高裁判所第三小法廷
【裁判年月日】 平成 26 年 12 月 2 日
【事件番号】 平成 25 年（あ）第 345 号
【裁判結果】 棄却
【参照法令】 警察官職務執行法 7 条、刑法 35 条・36 条・199 条
【掲載誌】 判例集未登載

LEX/DB 文献番号 25505484

事実の概要

警察官である被告人兩名が、窃盗事件被疑者として手配を受け普通乗用自動車で逃走中の運転手、助手席の同乗者を公務執行妨害、器物損壊の現行犯人として逮捕する等の職務を行うに際し、同車両に対してけん銃を発砲し、弾丸を同乗者に命中させて殺害したという事案で、死亡した同乗者の遺族が、奈良県警警察官 Y 巡査部長ら 4 名を、特別公務員暴行凌虐致死の罪で奈良地検検察官に告訴した。2006(平成 18)年 1 月 11 日、検察官は、警察官らの行為は正当防衛に当たるとして、Y らを不起訴処分にしたので、これを不服とする遺族らから、奈良地裁に付審判の請求が申し立てられた。

この請求を受けた奈良地裁は、4 年の審理を経て、2010(平成 22)年 4 月 14 日、4 人の警察官のうち 2 人については、請求に理由があるとして、審判に付する決定をした。奈良地裁の決定は、警察官らの間に共謀はなく、現に被害者らに発砲し、弾丸を命中させた 2 人だけを公判に付するということで、運転者に重傷を与えた警察官を特別公務員暴行凌虐致傷、同乗者を死亡させた警察官を同致死の罪に当たるとしていた。

その後、検察官の職務を行う弁護士（指定弁護士）から訴因変更が申し立てられて、結局、殺人罪と殺人未遂罪も訴因に加えられた。

第一審判決が被告人兩名に対し無罪を言い渡したため、指定弁護士が控訴し、控訴審判決が被告人兩名の各発砲行為は、いずれも警察官職務執行法 7 条の要件を満たし、法令による行為として違法性が阻却されるとして、控訴を棄却したことから、検察官の職務を行う弁護士が上告した。

決定の要旨

上告棄却。
「検察官の職務を行う弁護士 A らの上告趣意のうち、判例違反をいう点は、事案を異にする判例を引用するものであって、本件に適切でないか、実質は単なる法令違反、事実誤認の主張であり、その余は、単なる法令違反、事実誤認の主張であって、刑訴法 405 条の上告理由に当たらない。」

判例の解説**一 本件の特徴点**

(1) 裁判員裁判は、主権者である国民が裁判官という官僚にのみ司法を任せておらずに、自らも加わって裁判をする意義がある。付審判請求も、検察官という官僚の不起訴という判断に、一般の人が異議を唱えて裁判所に裁判を直接求める制度。官僚制に対する一般の人からの批判の制度としての共通性があり、付審判請求事件を裁判員裁判で審理するのは、一般的には好ましいといえよう。

(2) 付審判請求事件で殺人罪での審判ははじめてである。

二 争点**1 殺意の有無****[指定弁護士の主張]**

「被告人兩名はけん銃の威力を熟知し、C 車の助手席に人がいることも認識していたのであるし、C 車助手席窓ガラスには遮光フィルムが貼られており、被告人兩名が車内を目視できない状態にあったのであるから、〔1〕被告人兩名には助

手席に乗車している者（D）の体幹部（身体の枢要部）に弾丸が命中してもやむを得ないという未必の殺意があったと認められるし、〔2〕（特に遮光フィルムの点を考えると、）被告人兩名の各発砲行為はDないしCの体幹部に命中する危険性がある行為であるから、被告人兩名には少なくともC車の乗員に対する概括的な殺意が認められる」。

第一審、控訴審ともに否定。しかし、その論理は少し違う。

【第一審の判断】

①被告人兩名は、警察官として、けん銃が殺傷力の強い危険な武器であることを十分認識しつつ、それをC車助手席窓ガラスに向けて発砲した被告人兩名の各発砲行為は、一般的に見れば相当程度危険性のある行為であり、Cの前腕部を狙って発砲したとはいえ、その際弾丸がCないし他の乗員に当たり死亡させるかもしれない可能性をも認識し、それもやむを得ないと考えていたという殺意を有していたと一定程度推認させるものである。

②（イ）助手席に座乗する者を殺害してもC車が停止するわけではないこと、

（ロ）被告人兩名はもともとC車を停止させて被疑者2名を逮捕しようと考えて職務に従事していたことなどから、少なくとも、当時の被告人兩名にCらを殺害することをやむを得ないと考えつつ発砲に至るような動機はほとんどないというべきであり、Dに命中することやCの生命に危険が及ぶことなど全く考えなかったという被告人兩名の供述は、状況に照らしかなり自然で合理的というべき。

③Cの左前腕部中央付近を照準しようとしていたことから、被告人兩名ができる限り発砲を避け生命身体に対する危険が生じることを避けようとしていることが窺われ、これは、被告人兩名がCないしDに対する殺意を有していなかったことを窺わせる一事情であり、加えて、Cの左前腕部以外に弾丸が命中する可能性を認識しつつこれを容認していたと考えるべき事実ないし証拠はなく、Cの左前腕部に確実に命中させられると考えて各発砲に及んだという被告人兩名の供述の信用性は否定されない。したがって、刑事訴訟の原則に従い、各発砲当時には、被告人兩名が確実にCの左前腕部に命中させることができると信じ、その余の可能性を全く念頭に置いていなかったものとし

て、殺意の有無を検討すべき。

したがって、被告人兩名は、発砲当時Cの腕以外に命中する可能性を全く考えていなかったというべきであり、Dに対する未必的殺意もC車の乗員全体に対する概括的な未必的殺意も有していなかったと見る余地が多分に残る。被告人兩名に殺意があったとは認定できない。

【控訴審の判断】

①一審②に対して「被告人兩名の上記のようなけん銃技能の程度やCの左前腕部までの距離等を考慮に入れても、それほど大きいとはいえないCの左前腕部に確実に着弾させることがそう容易なことであったとは到底考えられない。そうだとすると、被告人兩名の各原審供述が、確実にCの左前腕部に着弾させることができると考えており、それ以外の部位に着弾するとは全く考えていなかった旨いうところは、そのままには信用できないとみるべきである。原判決が、被告人兩名の各原審供述の上記部分についてもその信用性を否定できないとして……説示するところは、論理則や経験則に反するものというべきであって、これに与することができない。」

②「被告人兩名がC車運転席のCの左前腕部を狙って（そこへの着弾を意図して）発砲した弾丸が、Cの左前腕部を外れ、Cの身体他の部分だけでなく、C車助手席のEの身体いずれかの部分に当たる可能性は、上記のような状況下での発砲であることからすると、客観的には相当程度あったといえるし、また、被告人兩名も、そのような状況を十分認識していたのであるから、少なくともその可能性を認識していたといわざるを得ない。」

「しかし」③（イ）C車助手席の横という至近距離から発砲、（ロ）発砲に際してCの左前腕部を狙った（そこへの着弾を意図した）こと自体は間違いがない、（ハ）警察官として、けん銃発砲の訓練を受け、発砲する際には、身体の枢要部以外の手や足を狙うよう指導されていた上、一定の距離から少なくとも止まっている人の手や足を狙って当てるだけの技能を有していた、（ニ）発砲の目的は、あくまでもC車を停止させ、CやDを現行犯人逮捕することにあつたことから、C車の乗員に生命の危険が生じることをないように留意して発砲したものというべきであり、特に助手席のDについていえば、弾丸がDの身体の枢要部に当

たり、生命の危険を生じさせる可能性についてまで、認識、認容していたとは認め難い。

【検討】

(1) 危険性ある状況の認識と故意の有無

控訴審によると、運転者と同乗者の枢要部に当たる可能性ある状況の認識はあった。蓋然性説からは故意が認められるはずである。対立暴力団事務室めがけて路上からけん銃を発射した行為につき、弾丸が床や壁等に当たって跳弾となって人の身体に命中する可能性があり殺意ありとした名古屋高判平元・1・30（判タ699号244頁）などの従来の判例からは、殺意が認められるケースである。

上告趣意では、控訴審の判断は、結果の発生を希望しなかったというところから故意を否定しているので、未必の故意で足りるとする確立した判例に反すると主張されている。上告審では判例違反の主張は事案が異なると一蹴されているが、故意の成立に関する控訴審の判断の仕方からは、上告趣意のような理解もできないわけではない¹⁾。

(2) 打撃の錯誤

Y巡査が、運転者の死についての未必の故意を認めた場合には、同乗者に弾が当たり、同乗者が死亡した場合には、法定的符合説からは故意が認められ、殺人罪が適用されるはずである。控訴審の判決は、他の車や歩行者の生命の危険を回避するためには、運転者の運転行為を止めなければならない。運転行為を止めるためには、運転者を射殺してもやむを得ないという認定であるように読める。そうだとすると、運転者に対する未必の故意が認められ、この故意は法定的に符合する同乗者の生命喪失に及ぶ。

この点について、控訴審判決では、カッコ書きにおいて、「なお、被告人兩名にとって、それぞれの発砲した弾丸が、Cの左前腕部を外れ、Cの身体の枢要部に当たる可能性を認識することは、Eの身体の枢要部に当たる可能性を認識するよりも容易であったと考えられるから、Cに対する未必の殺意が認定できるとすると、錯誤論により、Eに対する殺意が認められると考える余地もあるが、本件においては、そのような訴因構成は予備的にもなされていないし、検察官の職務を行う弁護士が原審公判においてそのような主張を明示して行っていたわけでもないのであるから、当審において、その点についてまで言及することはしな

い。」結論において、再び錯誤論に言及して、「(なお、被告人兩名には、前記2の(3)のとおり、Cに対する未必の殺意が認定できるとすると、錯誤論により、Eに対する殺意が認められると考える余地もないわけではないが、そうだとすると、被告人兩名の各発砲行為は、上記のとおり、法令による行為として違法性が阻却されるのであるから、いずれにせよ被告人兩名に刑事責任を問うことはできない。)」としている。これに対して、上告趣意では、概括的故意の主張はある。指定弁護士の主張に分がある。

2 共謀の有無

【指定弁護士の主張】

①被告人兩名はC車を停止させなければならないという強い共通の認識があり、②被告人兩名は極めて近い距離で発砲の警告をし、③ごく接近した位置から発砲し、④実際の発砲もほぼ同方向に照準して短い時間的間隔で連続的に発砲した、⑤被告人兩名は現場で相互の存在を認識していたことを裏付ける供述もあることから、発砲の現場における共謀が存在することは明らかである。

【第一審の判断】

上記の①から④の事情については肯定、しかし、互いの発砲行為については認識がない。双方ともに、独自の行為として発砲したので、共謀なし。

【控訴審の判断】

第一審の判断容認。被告人兩名が互いの行為を認容していたとする事情がない。したがって、黙示の共謀もない。

【検討】

上告趣意は、指定弁護士の主張は現場共謀であり、判例によれば、現場共謀で共謀が認められるにもかかわらず、控訴審は事前共謀がないとして共同正犯の成立を否定している。この点において、「原判決は共犯の成立要件に関する判例に反していることは明らかであるのみならず、共犯関係が成立していないという根拠も示していないのであって、結論においても失当である。」とする。

被告人兩名ともに、奈良警察署の警察官であり、双方共通の任務を帯びて同じ現場において、発砲している以上、双方の行為を認識していないというのは、通常はあり得ないであろう。上告人らが指摘するように、通常の事件ならば、少なくとも暗黙の共謀が認められるケース、警察官の職務行

為ということを考慮しすぎた判断というべきか。

3 警察官の発砲行為の違法性

(1) 警職法7条本文及び同条1号の各要件該当性について

〔指定弁護士の主張〕

被告人兩名はC車助手席のDの生命に重大な危険をもたらすことを何ら意に介さず発砲したこと、被告人兩名には、フロントガラス越しに撃つ方法などの他の手段が存在したから、被告人兩名の各発砲行為は警職法7条1号の要件を満たさず、違法である。

〔第一審の判断〕

①警職法7条1号所定の兇悪な罪を犯したと疑うに足りる充分な理由がある者が警察官の職務の執行に対して抵抗し、逃亡しようとしていた場合に該当する。

②(a) C車は逃走可能な状態、前方を遮断するなどの手段はそれを阻止する実効性がないこと、

(b) ガラスを割ることが可能であったから発砲の必要がなかったという指定弁護士の主張は採用し難いこと。したがって、発砲しなければC車がS6車両に衝突し逃走すると考えたことにつき相当な理由がなかったとは到底いえない。

また、C車の助手席窓ガラスを破壊することが逃亡を防ぐための他の手段であるということではできないこと、タイヤを射撃することについても跳弾の危険性があったこと、他の方向あるいは他の点を照準して射撃する方法については、リアガラス越しに撃つことについては適切ではなく、フロントガラス越しについてはより適切であるともいえるが、Cの体幹部に当たる可能性があり、体幹部に命中することを避けたいと考えているものにとっては、危険が大きいと考えたとしても相当でないとはいえない。

〔控訴審の判断〕

①C車両は複数回に及ぶ器物損壊や公務執行妨害に及んでいたから、犯人の抵抗や逃亡の抑止などのため武器を使用することが必要であると認める相当な理由があった。

②C車両の逃走可能性があったことや、運転席窓ガラスを破壊してCらを検挙することには危険があり、他の警察官が行うことを期待できる状況にもなかったこと、助手席窓ガラスを破壊するなど、助手席側からCを射撃することに替わる手段

も実効性に疑問があったなどからすれば、被告人らが本件発砲以外に他の採りうる手段がないと考えたことにはもっともな点があるから、人に危害を及ぼすことができる場合にも当たる。

(2) 正当防衛の成否について

〔指定弁護士の主張〕

被告人兩名の各発砲行為を一般車両の乗員の身体及び財産に対する侵害防止のための行為として見た場合には、その侵害の差し迫り方に比して相当ではない。

〔第一審の判断〕

(ア) C車前方車両の乗員の身体に対する急迫不正の侵害があった、

(イ) 防衛のための行為であり、

(ウ) 相当性について、

「被告人兩名が発砲した当時は、被告人兩名の立場を離れても、発砲して運転者を射撃する以外の方法で同車両を停止させることは考え難かったことなどを考慮すれば、Dの死亡という結果をふまえてもなお、Cの左前腕部を狙って発砲するという被告人兩名の各発砲行為が防衛行為として相当な範囲を超えて違法であるとまではいえない。」

〔検討〕

C車は周りを囲まれていたという状況であり、その速度も時速6、7メートルと認定されている。このことからすれば、車内に向けて発砲する必要性があったか、疑問がある。正当防衛についての第一審判断に典型的に示されているように、あくまでも職務行為基準での判断である。違法性の判断であることを考えると、主観的基準に偏し過ぎていると評さざるを得ない。

なお、指定弁護士の主張の中には、付審判請求事件であることの特异性についての言及があり、興味深い論点であるが、刑法に関わるところでもあるので、ここでの評釈は省略する。

●—注

1) 大コンメンタール刑法第8巻(青林書院、1991年)40頁[金築]。「人の身体に向けて拳銃、猟銃等の銃器を発射する行為は、発射された弾丸の威力が人命にとって問題にならないぐらい弱い場合や、生命に別条のない身体の部位を特に狙ったもので他の部位に命中するおそれは低いという場合は別として、凶器の性質から一般に殺意の存在を推定させる。」